



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年9月28日火曜日 第2205号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

介護員養成研修事業者の指定.....	699
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	699
道路の供用開始（ " " ）.....	699
<b>公 告</b>	
人事行政の運営等の状況の公表.....	699

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1102号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成22年9月28日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
学校法人 RWF グループ	四国中央市中之庄町1684番地10	訪問介護に関する2級課程	平成22年9月9日

#### ○愛媛県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丙820番3地先から 同町増穂丙904番1地先まで	旧	メートル 3.6～18.2	キロメートル 0.143	
			新	12.0～19.0	0.140	

#### ○愛媛県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丙820番3地先から 同町増穂丙904番1地先まで	平成22年9月28日

### 公 告

#### ○公 告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成22年9月28日

愛媛県知事 加戸守行

# 1 人事行政の運営の状況

## (1) 任免及び職員数に関する状況

### ア 職員の採用の状況

平成21年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で584人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

#### (ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	児童指導員	児童自立支援専門員	保育士	心理判定員	化学	建築	医師	獣医師	薬剤師	看護師	合計
男性	7	0	1	0	1	2	1	0	2	1	0	15
女性	6	1	0	1	0	0	1	1	0	1	3	14
合計	13	1	1	1	1	2	2	1	2	2	3	29

割愛採用者、自治医大医師、大学教員は除いている。

#### (イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	電気	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	看護師	合計
男性	1	23	1	1	2	3	2	1	0	13	47
女性	0	9	0	1	0	2	2	0	1	104	119
合計	1	32	1	2	2	5	4	1	1	117	166

#### (ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	学校事務	栄養教諭	合計
男性	47	21	0	5	1	74
女性	107	29	8	3	19	166
合計	154	50	8	8	20	240

割愛採用者は除いている。

#### (エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察事務	合計
男性	113	2	4	119
女性	24	0	6	30
合計	137	2	10	149

### イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成21年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて800人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
定 年 退 職	118	15	205	77	415
定 年 前 退 職	33	173	136	43	385
合 計	151	188	341	120	800

割愛退職者は除いている。

## ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成18・19年度に再任用された職員については2回、平成20・21年度については3回に限り任期を更新することができます。平成21年度における新規再任用者数は68人、任期更新者数は60人、離職者数は33人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	19	4	0	39	6	68
任期更新者数	25	2	1	30	2	60
離職者数	15	4	0	8	6	33

## エ 職員数の状況

平成21年及び平成22年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成22年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成22年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
一般 行政 部門	議 会	31	32	1	議会事務局の事務処理体制の整備
	総務企画	625	609	16	技能労務職員の業務見直しに伴う減
	税 務	196	196	0	
	民 生	349	349	0	
	衛 生	518	501	17	歯科技術専門学校 <sup>ちやく</sup> の廃止に伴う減
	労 働	88	89	1	技能労務職の業務見直しに伴う増
	農林水産	1,082	1,065	17	地方局地域農業室の事務処理体制の効率化
	商 工	192	186	6	しまなみ海道10周年記念事業終了に伴う減
	土 木	901	867	34	地方局建設部及び土木事務所の事務処理体制の効率化
	小 計	3,982 [45]	3,894 [62]	88 [17]	
特別 行政 部門	教 育	13,046	12,782	264	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,785	2,794	9	警察官の欠員補充による増
	小 計	15,831 [77]	15,576 [115]	255 [38]	
公営 企業 部門	小 計	2,070 [6]	2,013 [6]	57 [0]	三島病院の廃止に伴う減
合計		21,883 [128]	21,483 [183]	400 [55]	
(条例定数)		(22,548)	(22,256)	(292)	

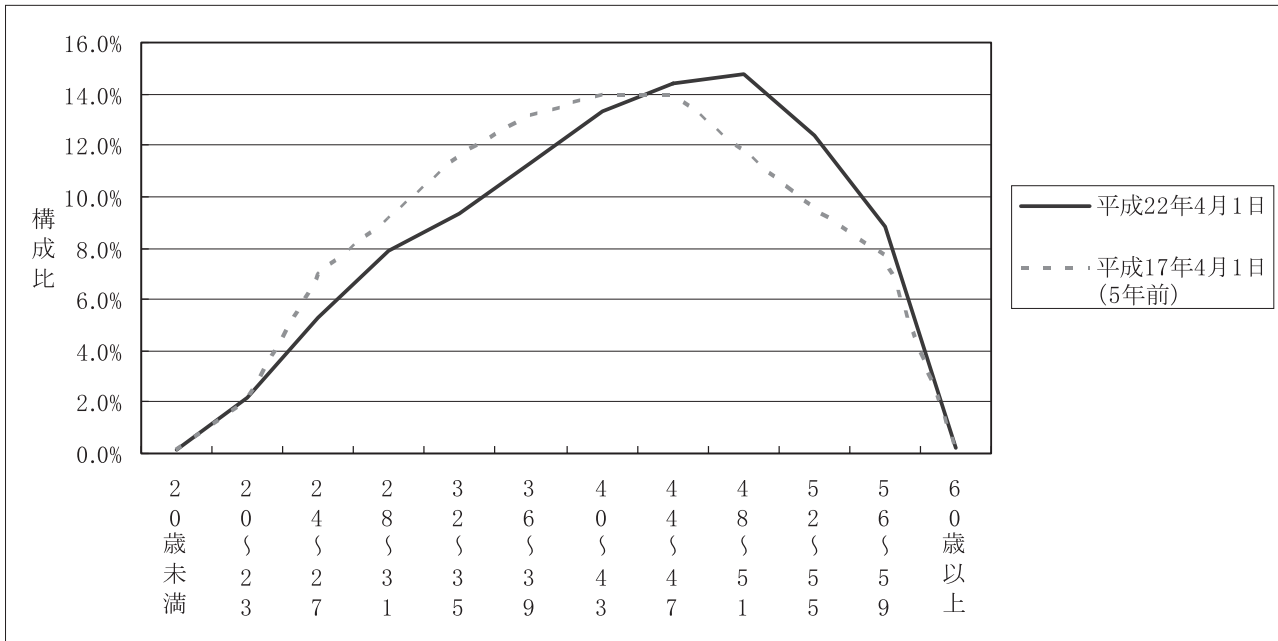
注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

2 [ ]内は、再任用職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局(愛媛県立医療技術大学を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	26	468	1,132	1,691	2,012	2,424	2,855	3,097	3,170	2,659	1,899	50	21,483
構成比	0.1%	2.2%	5.3%	7.9%	9.4%	11.3%	13.3%	14.4%	14.7%	12.4%	8.8%	0.2%	100.0%

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	5年間で総定員（一般行政、公営企業、教育、警察部門22,963人）を6.5%（1,500人）削減する計画（愛媛県構造改革プラン）

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 平成23年4月1日現在における定員の数値目標

平成18年3月策定の「愛媛県構造改革プラン」の推進期間を1年間延長したことに伴い、一般行政部門の2%削減を継続するとともに、引き続き総定員の純減を図ります。

d 愛媛県構造改革プランの年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分	職員数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	計	(参考) 数値目標
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)		
一般行政部門	職員数	4,420	4,362	4,266	4,107	3,982	3,894	526 (119.0%)	3,978
	増減		58	96	159	125	88		
教育部門	職員数	13,682	13,598	13,479	13,257	13,046	12,782	900	
	増減		84	119	222	211	264		
警察部門	職員数	2,753	2,780	2,799	2,802	2,785	2,794	41	
	増減		27	19	3	17	9		

公営 企業 部門	職員数	2,108	2,070	2,088	2,018	2,070	2,013		2,014
	増減		38	18	70	52	57	95 (101.1%)	94
計	職員数	22,963	22,810	22,632	22,184	21,883	21,483		21,463
	増減		153	178	448	301	400	1,480 (98.7%)	1,500

注1 計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。  
2 ( )内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

## (2) 給与の状況

### ア 総括

#### (ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成21年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳 出 額 ( A )	実 質 収 支	人 件 費 ( B )	人件費率 ( B / A )	平成20年度 の人件費率
平成21年度	1,457,950 人	630,773,583 千円	650,188 千円	177,209,590 千円	28.1 %	30.7 %

#### (イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成22年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費				1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 ( B )	
平成22年度	19,893 (46) 人	87,864,955 千円	15,005,629 千円	34,116,621 千円	136,987,205 千円	6,886 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。  
2 職員数は、平成22年度当初予算に計上された数値であり、平成22年4月1日現在の実職員数とは一致しません。  
3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

#### (ウ) 特記事項

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため、平成18年度から知事等特別職及び一般職員の給与の臨時的な減額措置を行っています。

なお、平成22年度の給与減額措置の内容は、以下のとおりです。

##### 特別職

区分	給料	期末手当
知 事	25 / 100	減額後の給料の月額による額
副知事	18 / 100	
教育長、管理者、常勤監査委員	15 / 100	

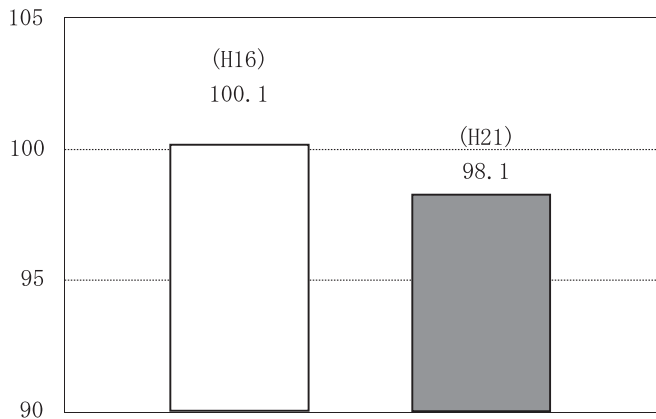
一般職員

区分	給料
特定幹部職員	6 / 100
管理職員	4 5 / 100
一般職員	0 5 / 100

(エ) ラスパイレス指数の状況 (各年 4月 1日現在)

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成21年度におけるラスパイレス指数は、98.1です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成22年 4月 1日現在)

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成22年 4月 1日現在における職員数(企業会計関係職員2,013人及び再任用短時間勤務職員46人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。)は、19,469人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職(行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員(以下「税務職員等」という。)を除いた職員をいう。以下イ及びウにおいて同じ。)4,055人(20.8パーセント)、技能労務職444人(2.3パーセント)、高等学校(特殊・専修・各種)教育職3,367人(17.3パーセント)、中学校・小学校教育職8,272人(42.5パーセント)及び公安職2,400人(12.3パーセント)の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職(行政職給料表適用者(税務職員等を除く。))

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	44.8歳	357,732円	452,224円

b 技能労務職(技能労務職に係る給料表適用者)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛媛県	47.3歳	341,414円	390,226円
うち 用務員	47.2歳	337,629円	385,850円

うち 自動車運転手	50.8歳	363,805円	419,641円
うち 学校給食員	46.5歳	326,752円	367,131円

## c 高等（特殊・専修・各種）学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者ほか）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	42.6歳	376,907円	433,748円

## d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.5歳	382,964円	426,799円

## e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	39.7歳	332,537円	439,702円

注1 平均給料月額とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

## (イ) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

平成22年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給（給与減額措置前）を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,940円	種 181,200円
			種 172,200円
	高校卒	140,702円	種 140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	137,789円	-
	中学卒	122,122円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	201,374円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	201,374円	-
公 安 職	大学卒	193,126円	203,100円
	高校卒	162,194円	161,500円

## (ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

平成22年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	264,350円	313,299円	367,371円
	高校卒	213,022円	268,456円	330,638円
技 能 労 務 職	高校卒	-	256,340円	297,765円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	313,629円	363,352円	403,320円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	301,915円	353,508円	392,212円
公 安 職	大学卒	281,183円	353,836円	380,000円
	高校卒	248,782円	297,777円	354,962円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数

学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

## ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成22年 4月 1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

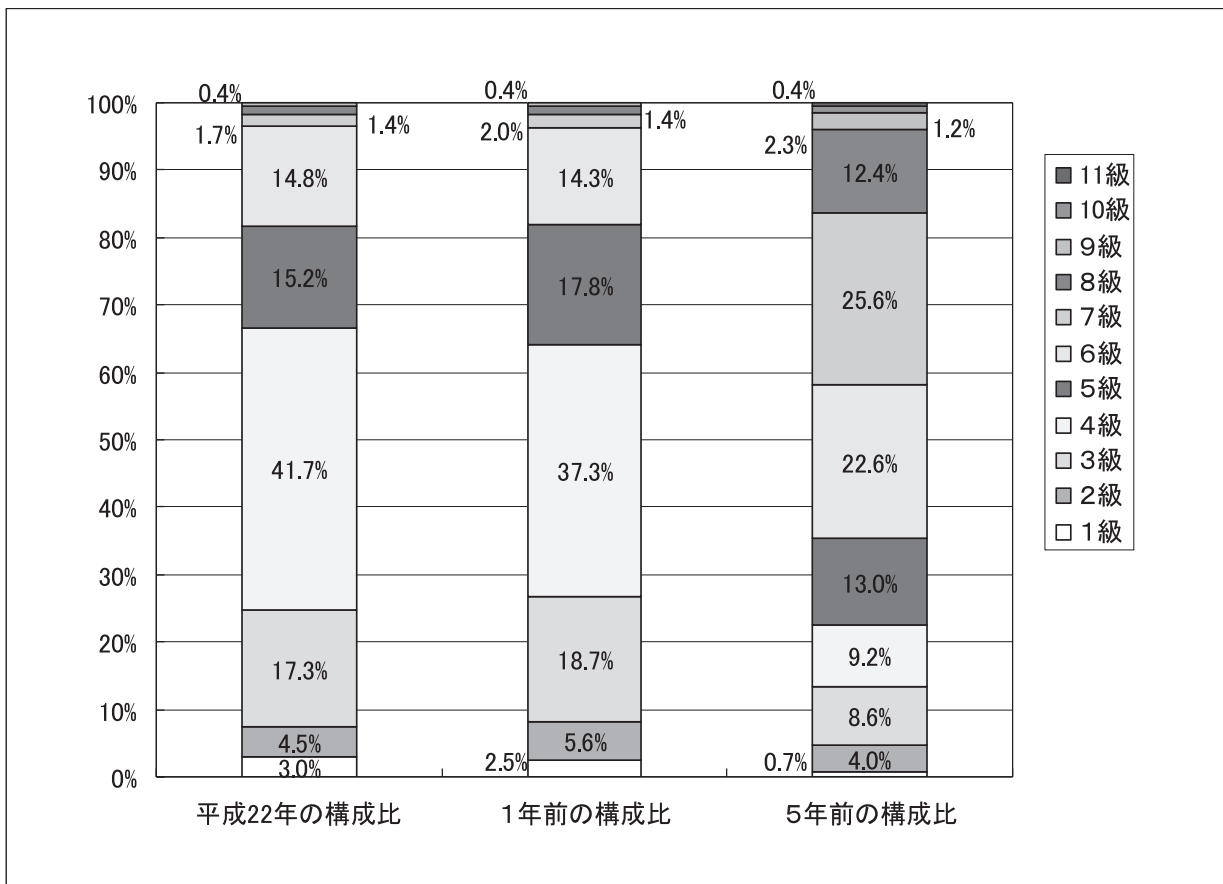
平成22年 4月 1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

(参考) 17年度までの級構成

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	122人	3.0%
2級	主事・技師	181人	4.5%
3級	主任・係長	704人	17.3%
4級	専門員	1,690人	41.7%
5級	課長補佐	617人	15.2%
6級	課長	599人	14.8%
7級	参事	70人	1.7%
8級	局長	56人	1.4%
9級	部長	16人	0.4%
計		4,055人	100.0%

区分	標準的な職務内容
1級	主事・技師
2級	主事・技師
3級	主事・技師
4級	主査
5級	主任・係長
6級	専門員
7級	課長補佐
8級	課長
9級	参事
10級	局長
11級	部長

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。





## エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成21年度普通会計決算ベースの額です。

### (ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県			国		
1人当たり平均支給額（平成21年度決算）			-		
1,655千円					
（平成21年度支給割合）			（平成21年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.75 月分	1.4 月分		2.75 月分	1.4 月分	
（1.5）月分	（0.7）月分		（1.5）月分	（0.7）月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.35月分、勤勉手当1.8月分となっています。

2 （ ）内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

### (イ) 退職手当（平成22年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	7,629 千円	26,927 千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成21年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

### (ウ) 地域手当（平成22年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師の採用を容易にするためにも支給しています。

支 給 実 績（平成21年度決算）			45,844千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）			790,414円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		15%	26人	15%
医師以外	東京都（特別区）	18%	24人	18%
	大阪府（大阪市）	15%	7人	15%

注 支給対象職員数は、平成22年4月1日現在の職員数です。

## (エ) 特殊勤務手当 (平成22年 4月 1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績 (平成21年度決算)	1,181,316千円		
支給職員 1人当たり平均支給額 (平成21年度決算)	100,950円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成21年度)	59.1%		
手当の種類 (手当数)	56		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	日額 290円
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	日額 290円 及び 日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等	日額 350円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当			
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り( の作業を除く。)、 整理及び事故処理作業	日額 560円 日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	日額 230円

火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質（サリン等）の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	日額 3,600円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等の業務	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門学校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	日額 730円 （BSE検査：810円加算）
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局土地改良主務課及び地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円

身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務(整備士) 航空機に搭乗して行う訓練等の業務(及び 以外)	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部(土木事務所及びダム管理事務所を含む。)に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	日額 480円 日額 730円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所(水産研究センターを除く。)に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務(本務として従事する業務を除く。)	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務(本務として従事する業務を除く。)	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員(職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級又は2級のものに限る。)	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務(泊を伴うもの等) 部活動における児童等に対する指導業務(週休日、休日等に行うもの) 入学試験における受験生の監督等の業務(週休日、休日等に行うもの)	日額 6,400円 日額 6,000円 日額 3,400円 日額 3,400円 日額 2,400円 日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員(一定以上の授業時間数の者に限る。)	当該多学年学級における授業又は指導業務	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務(本務として従事する業務を除く。)	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	日額 1,000円又は1,200円
野犬取扱作業手当	動物愛護センターに勤務する技能労務職員	野犬取扱作業	日額 410円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	日額 290円

(オ) 超過勤務手当

支給実績（平成21年度決算額）	3,015,811千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	171千円
支給実績（平成20年度決算額）	2,840,140千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	158千円

(カ) その他の手当（平成22年 4 月 1 日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	-	千円 2,584,838	円 252,672
住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額)	同	-	千円 1,411,629	円 123,437
		【持家居住者】 3,500円	異	国支給なし		
初 任 給 調 整 手 当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：410,900円	同	-	千円 85,088	円 1,519,429
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	千円 1,715,943	円 107,887
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 24,500円		
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	23,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～45,000円	同	-	千円 174,726	円 295,645
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	千円 1,326,561	円 623,970
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 37,604	円 226,530
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			千円 168,292	円 247,853
定 時 制 通 信 教 育 手 当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 35,689	円 297,408
産 業 教 育 手 当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 109,669	円 300,463

義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校又は県立 学校に勤務する教育職員 に支給	上限額：15,900円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 1,595,985	円 135,391
農 林 漁 業 普及指導手当	農林漁業の普及指導に関 する事務に従事する職員 に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			千円 54,805	円 250,251
宿 日 直 手 当	職員が正規の勤務時間外 又は休日等に宿直又は日 直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	千円 449,308	円 237,981
管 理 職 員 特別勤務手当	管理職手当を支給される 職員が週休日等に勤務し た場合に支給	職責に応じて4,000円～12,000円 / 1回 の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	千円 23,775	円 210,398
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午 後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務する職 員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与 額に100分の25を乗じた額	同	-	千円 143,466	円 172,435
休 日 給	休日等における正規の勤 務時間中に勤務した職員 に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与 額に100分の135を乗じた額	同	-	千円 584,410	円 293,379

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。

## オ 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	990,000円(1,320,000円)
	副 知 事	828,200円(1,010,000円)
報 酬	議 長	873,000円(970,000円)
	副 議 長	783,000円(870,000円)
	議 員	738,000円(820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成21年度支給割合)
	副 知 事	3.1月分
退 職 手 当	議 長	(平成21年度支給割合)
	副 議 長	3.1月分
	議 員	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期) 132万円×在職月数×0.6(任期毎)
	副 知 事	101万円×在職月数×0.45( " )

注 給料月額及び報酬月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成19年愛媛県条例第37号)に基づき、それぞれ知事25%、副知事18%、議長、副議長及び議員10%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

## カ 公営企業職員の状況

### (ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来56年を経過し、現在、銅山川第一発電所(2機)、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所(9機)において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

## a 職員給与費の状況

## (a) 決算

区 分	総費用 ( A )	純損益又は 実質収支	職員給与費 ( B )	総費用に占める職員 給与費比率( B / A )	平成20年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成21年度	千円 1,973,080	千円 252,227	千円 417,980	% 21.2	% 21.1

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## (b) 予算

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費				1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 ( B )	
平成22年度	人 69	千円 312,395	千円 71,919	千円 150,647	千円 534,961	千円 7,753

注1 職員数及び給与費は、平成22年度当初予算に計上された数値であり、平成22年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

## b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成22年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員1人を含まない。）は、61人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	43歳1月	359,904円	466,355円 (597,530円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

## c 職員の手当の状況

## (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成21年度）		1人当たり平均支給額（平成21年度）	
1,753千円		1,655千円	
（平成21年度支給割合）		（平成21年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.4 月分	2.75 月分	1.4 月分
(1.5) 月分	(0.7) 月分	(1.5) 月分	(0.7) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.35月分、勤勉手当1.8月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

## (b) 退職手当（平成22年 4月 1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23 5 月分	30 55 月分	勤続20年	23 5 月分	30 55 月分
勤続25年	33 5 月分	41 34 月分	勤続25年	33 5 月分	41 34 月分
勤続35年	47 5 月分	59 28 月分	勤続35年	47 5 月分	59 28 月分
最高限度額	59 28 月分	59 28 月分	最高限度額	59 28 月分	59 28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた 8 段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 - 千円 24 257千円			1人当たり平均支給額 7 629千円 26 927千円		

注 1人当たり平均支給額は、平成21年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

## (c) 地域手当（平成22年 4月 1日現在）

支給対象職員は、いません。

## (d) 特殊勤務手当（平成22年 4月 1日現在）

支給総額（平成21年度決算）				59千円
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）				2 270円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）				45.6%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円	
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円	

## (e) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	41 233千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	896千円
支給実績（平成20年度決算）	43 819千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	953千円

注 職員 1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。



(f) その他の手当（平成22年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 10,746	円 238,789
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,618	円 107,393
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,939	円 77,333
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 696	円 348,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,379	円 670,805
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 195	円 97,258
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4	円 4,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 3,685	円 216,751

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年 4月 1日の営業開始以来46年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道（一部給水）の3地区において、給水能力238,133立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成20年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成21年度	千円 17,884,995	千円 16,445,183	千円 191,187	1.1 %	7.7 %

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成22年度	人 29	千円 132,574	千円 34,556	千円 54,060	千円 221,190	千円 7,627

注1 職員数及び給与費は、平成22年度当初予算に計上された数値であり、平成22年 4月 1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年 4月 1日現在）

県営工業用水道事業に従事する平成22年 4月 1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員2人を含まない。）は、24人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	43歳 9月	373,512円	444,591円 (580,740円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（平成21年度）			1人当たり平均支給額（平成21年度）		
1,649千円			1,655千円		
（平成21年度支給割合）			（平成21年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.75 月分	1.4 月分		2.75 月分	1.4 月分	
（1.5）月分	（0.7）月分		（1.5）月分	（0.7）月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.35月分、勤勉手当1.8月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成22年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	27,593千円	1人当たり平均支給額	7,629千円	26,927千円

注 1人当たり平均支給額は、平成21年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給総額（平成21年度決算）				116千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）				5,510円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）				75.0%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事	日額	570円
		及び内部工事の作業等	日額	400円
		水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等	日額	340円
			日額	220円
			日額	200円
		ずい道水圧管内における調査、測量作業等		

		地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	12,451千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	566千円
支給実績（平成20年度決算）	10,674千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	508千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成22年 4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,474	円 228,104
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,016	円 87,643
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,952	円 197,617
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 391	円 195,500
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,682	円 613,650
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 63	円 12,600
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,275	円 227,510

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来53年を経過し、現在、中央、今治、三島、南宇和及び新居浜の5病院で、病床数1,905床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。（但し、三島病院（183床）は平成22年3月31日をもって廃止しました。）

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率 (B/A)	平成20年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成21年度	千円 39,281,695	千円 3,066,452	千円 14,386,971	% 36.6	% 38.2

- 注1 決算には、消費税を含んでいません。  
 2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費				1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 ( B )	
平成22年度	人 1,946 ( 6 )	千円 7,806,187	千円 3,640,662	千円 3,036,134	千円 14,482,983	千円 7,442

- 注1 職員数及び給与費は、平成22年度当初予算に計上された数値であり、平成22年4月1日現在の実職員数とは一致しません。  
 2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。  
 3 ( )内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

県営病院事業に従事する平成22年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員3人を含まない。)は、1,928人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県			
医 師	43歳10月	566,301円	1,206,903円 (1,386,604円)
看 護 師	37歳0月	303,150円	386,301円 (497,791円)
事 務 職 員	45歳8月	381,728円	589,103円 (728,458円)

- 注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。  
 2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(病院事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(平成21年度)		1人当たり平均支給額(平成21年度)	
1,469千円		1,655千円	
(平成21年度支給割合)		(平成21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.4 月分	2.75 月分	1.4 月分
(1.5)月分	(0.7)月分	(1.5)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

- 注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.35月分、勤勉手当1.8月分となっています。  
 2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当 (平成22年 4月 1日現在)

愛媛県公営企業 (病院事業)				愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	整理	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	32.76 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置				その他の加算措置		
退職手当の調整額				退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整 額として加算				職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整 額として加算		
定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)				定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額		
	医 師	851千円	- 千円	8 213千円		
	看護師	1,408千円	25,641千円	12,697千円		
	その他	635千円	26,330千円	16,680千円		

注1 1人当たり平均支給額は、平成21年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

注2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当 (平成22年 4月 1日現在)

支 給 総 額 (平成21年度決算)			212,023千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)			782,374円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度 (支給率)
医 師		15%	269人	15%

注 支給対象職員数は、平成22年 4月 1日現在の職員数です。

(d) 特殊勤務手当 (平成22年 4月 1日現在)

支給総額 (平成21年度決算)	420,940千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	280,253円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成21年度)	72.9%		
手当の種類 (手当数)	9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等にに従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれら者に接する業務	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜 (午後10時から翌日の午前5時までの間) において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	1回 2,000円から3,300円まで 1回 860円 1回 1,620円

航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	1回 20,000円又は5,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	1,581,121千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	837千円
支給実績（平成20年度決算）	1,481,274千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	799千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成22年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 171,779	円 217,716
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 220,827	円 181,006
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 121,285	円 86,201
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 13,419	円 298,200
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 51,708	円 876,407
初 任 給 調 整 手 当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 ・小児科、産婦人科、麻酔科に勤務する者100,000円以内の額	異	医師への加算	千円 963,421	円 3,555,061
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 189,276	円 343,513
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,366	円 163,689
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 173,313	円 167,614

(g) 特別職の報酬等の状況（平成22年 4月 1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	705,500円（830,000円）
期 末 手 当	（平成21年度支給割合） 3.1月分
退 職 手 当	（算定方式） （支給時期） 83万円×在職月数×0.3（任期毎）

注 給料月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき15%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。

## (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

## ア 勤務時間の状況

平成21年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は、午後零時から午後1時まで）となっています。

## イ 休暇の状況

## (ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成21年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位：日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	11.3	9.7	7.0	7.8	6.3	10.1	5.7

## (イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

## ウ 休業の状況

## (ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成21年度における育児休業者数は、651人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	議 会 議 長	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	64	169	1	388	29	651

## (イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成21年度における部分休業者数は、5人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
部分休業者数	3	1	1	5

## (ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成21年度における育児短時間勤務者数は、66人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	合 計
育児短時間勤務者数	9	48	9	66

## (エ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成21年度における修学部分休業者数は、0人です。

## (オ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成21年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

## (カ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。平成21年度における自己啓発等休業者数は5人です。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	合 計
自己啓発休業者数	1	1	3	5

## (キ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成21年度における休業者数は、0人です。

## (4) 分限及び懲戒処分の状況

## ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成21年度における分限処分数は、305件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
休 職	106	30	109	60	305

## イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成21年度における懲戒処分数は、33件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	0	1	1
停 職	1	0	1	3	5
減 給	1	0	9	0	10
戒 告	8	4	3	2	17
合 計	10	4	13	6	33



## (5) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成21年度において、以下の措置を講じました。

### ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	交通事故及び交通違反の防止について、注意喚起を行いました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の付託に応えるため、県民に目線を合わせた県政の推進、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について徹底しました。
業務の適正な執行について	長期間にわたり複数の部署において、会計法規に違反する不適正な経理が行われていた事実が発覚したことから、物品の購入及び予算の執行にあたって、法規に則り、目的に沿った適正な会計処理を誠実にを行うよう徹底しました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ウ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

### イ 教育委員会

網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウィーク前の時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
夏季休暇の取得促進について	教職員の夏季における心身の健康の維持及び増進並びに家庭生活の充実を図るため、夏季休暇及び年次有給休暇の計画的取得に努めるよう周知しました。また、日頃から教職員のコミュニケーションを通じて、教職員が休暇を取りやすい雰囲気づくりに取り組むよう通知しました。
教職員等の選挙運動の禁止等について	衆議院議員選挙における服務規律の確保について注意喚起を行いました。
交通事故の根絶及び交通安全の徹底について	秋の大型連休前の時期をとらえて、交通事故の根絶及び交通安全について改めて周知徹底を図りました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	公務員による不祥事が相次ぐとともに、飲酒運転や死亡事故を含む交通事故・違反が後を絶たないことを重く受け止め、今後一切の不祥事と交通事故・違反の根絶に努めるよう周知徹底を図りました。

### ウ 警察本部長

(ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
職員による飲酒運転事案防止対策について	全国的に飲酒運転事案が後を絶たないことから、車両通勤者に特化した飲酒運転防止対策、レポート作成等による飲酒運転防止に向けた意識の強化、職員の飲酒実態等の把握徹底を図りました。
職員生活指導推進月間の実施について	非違事案防止のため、部下職員に対する適切な生活指導を指示しました。(5月)
職員生活指導推進月間の延長実施について	警察官による窃盗事案を受けて、生活指導推進月間を延長し、部下に対する詳細な実態把握の再徹底、幹部による検討会の実施、職務倫理教養の徹底を図りました。(6月)

夏季における規律の保持と各種事故防止について	非違事案防止、生活指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止の徹底を図りました。
身上把握・生活指導システムの充実強化について	職員の身上把握・生活指導に対する意識改革を指示するとともに、平素の業務指導等を通じて把握した問題点を報告することができる「職員指導カード」を新設し、本来の監督系統はもとより、その他の系統（他所属を含む）における身上把握を可能として、より多角的な身上把握・生活指導システムを構築しました。
衆議院議員総選挙における規律の保持について	総選挙に伴う警察職員としての基本的留意事項及び具体的不適切事例を示して、服務規律の確保の徹底を図りました。
若年警察職員による非違事案防止対策の強化について	全国的に若年職員による社会的反響の大きな非違事案が続発したため、若年職員の非違事案防止に係る全国施策例を示して、若年職員に特化した非違事案防止対策の強化を図りました。
年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止について	非違事案の防止、生活指導の徹底、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止について、職員に対する指導の強化・徹底を図りました。
独身寮における私的管理金の横領等事案の防止について	若年職員による非違事案防止対策の一環として、各独身寮の監督所属を指定し、監督所属幹部による寮費の出納状況の把握等、一歩踏み込んだ非違事案の未然防止対策を指示しました。
職員に対する生活指導推進月間の実施について	非違事案防止のため、部下職員に対する適切な身上把握・生活指導の実施を指示しました。（1月）
警察署ホームページの掲載内容等の緊急点検の実施について	警察署ホームページ上からの個人情報の流出事案を受けて、各警察署ホームページの掲載内容、掲載手続きの確認及び掲載内容のチェック体制の確立を指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種事故防止について	非違事案の防止、殉職・受傷事故の防止、交通事故の防止、被留置者事故の防止、取扱事件の早期処理と証拠品等の確実な点検及び引継ぎの徹底について、職員に対する指導の強化・徹底を指示しました。

(イ) 各所属において、セクシュアル・ハラスメント防止をテーマとした小集団検討会等を開催し、全職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止意識の醸成を図りました。

## (6) 研修及び勤務成績の評定の状況

### ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成21年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

#### (ア) 知事

##### a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・課長補佐・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	7コース 参加者 946人
ステージアップ 研 修	新規採用から課長補佐昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間（ステージ）と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	25コース 参加者 842人
専 門 研 修	新規採用職員・職場研修・接遇などについて、職場内での指導に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 37人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	7コース 参加者 102人

##### b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野の醸成を図るため、中央省庁（7人）や自治大学校（2人）、民間企業等（6人）へ職員を派遣しました。

また、独立行政法人日本貿易振興機構（1人）や財団法人自治体国際化協会（2人）に職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

##### c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ（2グループ）の育成を行いました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関（13人）や海外の学会（15人）に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立5病院合同研修（21コース、843人）を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会が主催する研修を受講させました。（5人）

(ウ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。（11人）

(エ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 4コース 参加者 388人
		〔県立学校教職員〕 14コース 参加者 238人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 12コース 参加者 2,072人
		〔県立学校教職員〕 12コース 参加者 1,250人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 49コース 参加者 3,124人
		〔県立学校教職員〕 18コース 参加者 2,048人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター 60人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 22人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 23人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 8人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 アメリカ 21人
		〔県立学校教職員〕 アメリカ 1人

(オ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成21年度は、採用時教養（6期268人）、昇任時教養（2期30人）、専科等（42期546人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（252人）、警察大学校（96人）及び法科学研修所（10人）で警察教養を行いました。

## イ 勤務成績の評定の状況

### (ア) 定期人事考課

#### a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成20年12月1日から平成21年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### b 教育委員会（市町立学校教職員）

平成20年11月1日から平成21年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### c 教育委員会（県立学校教職員）

平成20年11月1日から平成21年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### d 警察本部長

平成20年12月1日から平成21年11月30日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、二次評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評定結果の調整を行います。調整結果は、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認者は、評定が不適当であると認められたときは、調整者に評定結果を再調整させます。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

### (イ) 特別人事考課

#### a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

#### b 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

#### c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(7) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成21年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、V D T作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診や大腸検診等を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、V D T作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、V D T作業従事者検診、がん検診、健康度測定等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（平成21年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	5 620人 一次検査 受診率 99.2%
	特別定期健康診断	1 656人 放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
そ の 他 検 診	837人	振動業務従事者検診、V D T作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	9 291人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,775人 人間ドック、超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	3 408人 一次検査 受診率 99.2%
そ の 他 検 診	108人	V D T作業従事者検診（一次、二次）
が ん 検 診 等	が ん 検 診	6 542人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	880人 (特)人間ドック、人間ドック、超音波検診

事務局

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	315人 一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	0人 有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
そ の 他 検 診	60人	V D T作業従事者検診（一次、二次）
が ん 検 診 等	が ん 検 診	686人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	177人 (特)人間ドック、人間ドック、超音波検診

(警察本部長)

区 分		受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,757人	一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	552人	有機溶剤使用職員検診、アクアラング隊員検診、深夜業務従事者検診、鉛検診
そ の 他 検 診		63人	VDT作業従事者検診(一次、二次)
が ん 検 診 等	が ん 検 診	3,300人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	984人	人間ドック、超音波検診

## b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーを実施したほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教 育 委 員 会	外部専門機関による相談事業を行うとともに、心の病による休職者の復職支援制度を整備しました。また、共済組合において面接相談及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	共済組合と共同で生活相談カウンセラーによる相談事業を行いました。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスセミナーが行われました。

## c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、健康づくりセミナー、にぎたつウェルネス合宿、一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、肥満セミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

## (イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	10
	衛生委員会	16
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	69
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	15
	衛生委員会	15

## (ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成21年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

## a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)等が、それぞれ行われました。

教 育 委 員 会	共済組合において、ライフプランの支援事業、保養所の設置等が、互助会において、福祉相談、福利厚生事務等研究助成等が、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	ライフプランの支援事業を行いました。また、互助会において、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が行われました。

共済組合福祉事業  
平成21年度実績

区 分		利用者数
知事等	健 診 事 業	11,158人
【地方職員共済組合】	健 康 づ くり 事 業	7,038人
組合員数 6,207人	愛 媛 診 療 所	4,017人
被扶養者数 8,154人	貸 付 累 計 件 数	1,663件
教育委員会	健 診 事 業	3,908人
【公立学校共済組合】	健 康 づ くり 事 業	945人
組合員数 13,700人	そ の 他 事 業	13,491人
被扶養者数 13,957人	に き た つ 会 館	102,376人
	貸 付 累 計 件 数	4,182件
警察本部長	健 診 事 業	795人
【警察共済組合】	健 康 づ くり 事 業	1,665人
組合員数 2,830人	そ の 他 事 業	79人
被扶養者数 4,043人	貸 付 累 計 件 数	1,329件

互助会事業実績  
平成21年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 6,069人 会 員 掛 金 134,273千円	人間ドック、リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	103,991
教育委員会 会 員 数 13,036人 会 員 掛 金 372,160千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成の実施等	29,073
警察本部長 会 員 数 3,008人 会 員 掛 金 63,230千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導育成、事件検挙助成等	59,663

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成21年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	1,539,706	3,024,267	785,192
直 営 保 健 給 付	13,008	-	32
休 業 給 付	202,256	399,940	36,649
災 害 給 付	0	0	0
附 加 給 付	34,862	77,252	24,368
一 部 負 担 金 払 戻 金 等	18,874	54,533	10,898
計	1,808,706	3,555,992	857,139

## (b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区分	主な給付事業	給付総額
知事等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	42,580
教育委員会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	294,158
警察本部長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金等	14,789

## c 職員住宅(独身寮)設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位:戸)

区分	知事	教育委員会	警察本部長
戸数	374	437	1,107

## イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成21年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は96件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
公務災害	3	5	11	65	84
通勤災害	4	0	1	7	12
合計	7	5	12	72	96

## ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成21年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

## エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。平成21年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。



## 2 人事委員会の業務の状況

### (1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用に関する規則等を基本法規として運用されているが、その主旨とするところは、職を中心として成績主義による公正な任用が行われるところにある。

人事委員会は、職員の採用候補者試験の実施、任用候補者名簿の作成、採用・昇任選考の実施等、任用制度全般を通じて成績主義の原則が貫かれるよう努力している。

### ア 採用候補者試験の実施状況

平成21年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりである。

#### (ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称		受験資格（平成21年4月1日現在）	受付期間	試験実施 年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験		・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	21.5.18 ～ 21.6.5	〔第1次〕 21.6.28 〔第2次〕 21.7.27 ～ 21.7.31
愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成22年3月末日までに卒業見込みの者	21.4.2 ～	〔第1次〕 21.5.10
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験		年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成21年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成21年10月1日の採用に応じられる者	21.4.21	〔第2次〕 21.6.19 ～ 21.6.24
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成22年3月末日までに卒業見込みの者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験		年齢18歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成21年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成21年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県職員採用候補者（初級）試験		年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	21.8.19 ～	〔第1次〕 21.9.27
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	短大卒程度	年齢19（20）歳以上27歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	21.9.7	〔第2次〕 21.10.27 ～ 21.10.28
愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	21.8.26 ～ 21.9.14	〔第1次〕 21.10.18 〔第2次〕 21.11.13 ～ 21.11.16
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験		年齢17歳以上30歳未満の女子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

## (イ) 採用候補者試験受験状況

## a 愛媛県職員採用候補者(上級)試験

(単位:人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
行政事務	480	337	52	48	26	13.0倍
学校事務	81	59	12	10	5	11.8倍
警察事務	108	75	18	16	9	8.3倍
総合土木	31	18	10	8	5	3.6倍
建築	10	7	4	3	2	3.5倍
林業	9	6	3	3	1	6.0倍
畜産	9	6	4	4	2	3.0倍
化学	41	27	9	8	4	6.8倍
鑑識(化学)	10	9	3	3	2	4.5倍
薬剤師	26	19	9	9	3	6.3倍
合計	805	563	124	112	59	9.5倍

## b 愛媛県警察官(男性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験

(単位:人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官(男性)(大学卒)	523	444	184	156	94	4.7倍
警察官(男性)(大学卒特別募集)	91	78	50	49	23	3.4倍
合計	614	522	234	205	117	4.5倍

## c 愛媛県警察官(女性)(大学卒及び大学卒特別募集)採用候補者試験

(単位:人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官(女性)(大学卒)	134	105	34	26	15	7.0倍
警察官(女性)(大学卒特別募集)	27	22	16	15	15	1.5倍
合計	161	127	50	41	30	4.2倍

## d 愛媛県職員採用候補者(初級)試験

(単位:人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
一般事務	82	73	17	16	8	9.1倍
警察事務	29	25	9	8	5	5.0倍
合計	111	98	26	24	13	7.5倍

## e 愛媛県職員採用候補者(資格免許職)試験

(単位:人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率	
短大卒程度	保育士	22	17	3	2	1	17.0倍
	臨床検査技師	33	31	11	9	5	6.2倍
	診療放射線技師	16	15	4	4	1	15.0倍
合計	71	63	18	15	7	9.0倍	

## f 愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験

(単位:人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官(男性)(高校卒程度)	367	308	88	75	42	7.3倍

g 愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験

(単位:人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官(女性)(高校卒程度)	109	82	21	21	9	9.1倍

## イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められているが、平成21年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 採用選考

(単位:人)

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
行政職	1	主事・技師			1		1
	2	主事・技師	1		2	1	4
	3	係長	2		2	1	5
	4	専門員			12	2	14
	5	課長補佐			2		2
	6	本庁課長	3		15		18
	7	参事	2		1		3
	8	本庁局長	2				2
	9	本庁部長					0
公安職	1	巡査				2	2
	2	主任				3	3
	3	係長				3	3
	4	係長				2	2
	5	課長補佐				10	10
	6	本部課次長				6	6
	7	本部課長				4	4
	8	部長				1	1
	9	部長				1	1
研究職	1	研究員				1	1
	2	主任研究員					0
	3	主任研究員			12		12
	4	主席研究員					0
	5	機関の長			1		1
医療職(一)	1	技師	5	24			29
	2	係長・医長		15			15
	3	保健所課長・病院部長		3			3
	4	本庁課長・副院長		4			4
	5	医監					0
医療職(二)	1	技師		1			1
	2	技師	2	5			7
	3	主任					0
	4	係長					0
	5	専門員					0

	6	地方機関の課長					0
	7	薬 剤 部 長					0
医療職(三)	1	技 師					0
	2	技 師	3	117			120
	3	主 任					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	副 看 護 部 長					0
	7	看 護 部 長					0
技 能 労 務 職							0
合 計			20	169	48	37	274

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								0
	4	専 門 員								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	本 庁 課 長	52	2		1		15	3	73
	7	参 事	31	1				4	1	37
	8	本 庁 局 長	21	1	1	1		1		25
	9	本 庁 部 長	6	3				1		10
公 安 職	2	主 任								0
	3	係 長								0
	4	係 長								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	本 部 課 次 長								0
	7	本 部 課 長							18	18
	8	部 長							10	10
研 究 職	9	部 長							7	7
	2	主 任 研 究 員								0
	3	主 任 研 究 員								0
	4	主 席 研 究 員								0
医 療 職(一)	5	機 関 の 長						1		1
	2	係 長 ・ 医 長								0
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長								0
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								0
	5	医 監	1	16						17
医 療 職(二)	4	係 長								0
	5	専 門 員								0
	6	地 方 機 関 の 課 長								0
	7	薬 剤 部 長	4	1						5
医 療 職(三)	4	主 任								0
	5	専 門 員								0
	6	副 看 護 部 長								0

	7	看 護 部 長		1						1
合 計			115	25	1	2	0	22	39	204

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階級	昇任者数
警 視	19
警 部	3
警 部 補	3
巡 査 部 長	4
合 計	29

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

(ア) 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置について

勧 告 の 日	平成 21 年 5 月 12 日
勧 告 の 相 手 方	議 会 議 長 及 び 知 事

(イ) 平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告

報 告 及 び 報 告 の 日	平成 21 年 10 月 9 日
報 告 及 び 報 告 の 相 手 方	議 会 議 長 及 び 知 事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についての概要

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、国の措置に準じて、特例的に所要の措置(0.2月分を凍結)を講ずるよう勧告するとともに、本特例措置の凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当については、秋の給与勧告等において必要な措置を勧告する旨言及

なお、今回の勧告は、法律に定める給料表を基礎として支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合の一部を暫定的に凍結とした国家公務員の措置に準ずることが必要と判断したもので、本委員会としては、これとの均衡を図るべきものと考えており、その実施に当たっては、本県職員の本来あるべき給与水準を基に措置されるよう要請

[一般職員の支給割合(期末手当及び勤勉手当(ボーナス))] ]

区分	特例措置前	特例措置後	凍結分
期末手当	1.40月	1.25月	0.15月
勤勉手当	0.75月	0.70月	0.05月
合計	2.15月	1.95月	0.20月

(イ) 平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

a 県職員の給与と民間給与との比較

(a) 月例給

本年4月分の県職員給与と県内の民間給与を比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均624円(0.16%)上回っている。

民間給与 (A)	398,491円
県職員給与 (B)	399,115円
較 差 (A - B)	624円 ( 0.16% )

県職員給与(B)の欄は知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置がないものとした場合に支給されることとなる給与を基礎として算出したものであり、同条例による減額措置後の県職員の給与(386,050円)と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均12,441円(3.22%)下回っている。

(b) 特別給

民間における年間支給割合は4.14月分であり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合(4.50月分)を0.36月分下回っている。

b 県職員の給与について

(a) 給与の改定

給料表の改定

人事院勧告の内容(初任給を中心とした若年層及び医療職(一)を除き、すべての俸給月額を引下げ)を基礎として改定

また、給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、当該経過措置対象職員の給料表で定める月額の平均改定率を踏まえて引下げ

超過勤務手当の改定

時間外労働の割増賃金率の引上げを内容とする改正労働基準法に適切に対応するため、1箇月60時間を超えた場合の支給割合を人事院勧告に準じて改定

100分の125(150) 100分の150(175) 括弧内は午後10時から午前5時までの間

期末手当及び勤勉手当の改定

民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5月分 4.15月分

- ・平成21年12月期の期末・勤勉手当の支給割合を0.15月分引下げ
- ・平成22年6月期以降の期末・勤勉手当の支給割合を人事院勧告に準じて改定
- ・平成21年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置(勧告)により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分の一部に充当

[ 一般職員の支給割合(期末手当及び勤勉手当(ボーナス)) ]

		6月期	12月期	合計	
平成21年度	期末手当	1.25月(凍結後) (現行1.4月)	1.5月 (現行1.6月)	2.75月 (現行3.0月)	4.15月 (現行4.50月)
	勤勉手当	0.7月(凍結後) (現行0.75月)	0.7月 (現行0.75月)	1.4月 (現行1.5月)	
平成22年度	期末手当	1.25月	1.5月	2.75月	4.15月
	勤勉手当	0.7月	0.7月	1.4月	

6月期の現行の支給割合は、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置前の支給割合

[ 改定後の平均給与 ]

- ・月例給与の改定により、平均給与月額が行政職平均で629円(0.16%)減少する。

区 分		改 定 額	改 定 率	平均給与月額
給 与		629円	0.16%	399,115円 398,486円 (平均年齢 44.2歳)
内 訳	給 料	624円	0.16%	
	そ の 他	5円	0.00%	

- ・期末手当及び勤勉手当の支給割合の引下げにより、年額が行政職平均で147,522円減少する。

(b) 改定の実施時期等

改定の実施時期

条例の公布日の翌月から実施

ただし、超過勤務手当及び平成22年6月期以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定については、平成22年4月1日から実施

平成21年12月に支給される期末手当の特例

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの公民較差相当分を解消するため、4月の給与に調整率(0.17%)を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数に乗じて得た額と、6月期の特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整(給料月額の引下げ改定のあった職員に限る。)

調整率とは、行政職の職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

## (c) 検討すべき課題

## 住居手当

## ・ 自宅に係る住居手当

人事院勧告において制度そのものが廃止されることから、国と県の公務を取り巻く環境の近似性・類似性を踏まえた手当の在り方に鑑みれば廃止することが適当

ただし、廃止時期については、本手当が従来から他の都道府県との均衡を考慮してきたものであることから、その動向を見極めながら決定することが必要

## ・ 借家・借間に係る住居手当

人事院報告において、職員の実情を踏まえた手当の在り方について、引き続き検討を進める旨の言及があり、本県においても検討を進めることが必要

## 単身赴任手当

人事院報告において、引き続き、その改善について検討を進める旨の言及があり、今後の動向を注視しつつ、本県においても検討を進めることが必要

## 教育職員に係る手当

国においては、メリハリのある教員給与体系の実現と人材確保法に基づく教員給与の優遇措置の縮減に向けた取組みを、引き続き進めているところであるが、本県においても、国の検討状況や他の都道府県の動向を注視しつつ、現状を十分に把握したうえで、教育職員の手当の在り方について検討を進めることが必要

## c 給与構造の改革について

勤務実績の給与への反映について、本県においては、国に先んじて積極的に取り組んでいるところであるが、今後も他の都道府県の動向等を注視しつつ、適切な対応を検討することが必要

## d 公務運営に関する課題

## (a) 職員の勤務時間の縮減等について

引き続き職員全員がコスト意識を持った計画的・効率的な業務遂行に心掛けるとともに、特に管理職は、不断の業務見直し、効率性の向上を図りつつ、超過勤務命令の必要性・緊急性の確認等、自らの役割を強く意識し実行することが必要。年次有給休暇の取得促進についても、なお一層の取組みが必要

## (b) 職員の健康管理について

精神性疾患による長期休業者数が増加傾向にあり、予防から復職後の支援のそれぞれの過程における取組みが、円滑に運用されるよう配慮が必要

また、管理職はじめ職員全員が積極的に風通しの良い快適な職場づくりに努めることが重要

## (c) 今後の検討課題について

## ・ 県民に信頼される人事管理の推進について

公務員制度改革の状況、変化に適切に対応しつつ、より一層県民に理解され信頼される人事管理制度の進展について、引き続き検討を進めることが重要

## ・ 人材の確保・育成について

県職員採用候補者試験の応募者が減少傾向にある中、県民の負託に応えることができる多様な人材を確保する方法について、幅広く検討することが必要

また、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を一層高める視点から、各種研修の充実などを図り、人材育成を推進していくことが必要

## ・ 仕事と生活の両立支援の推進について

人事院においては、育児休業の改善に係る意見の申出を行うとともに、短期介護休暇の新設や子の看護休暇期間等の拡充などを措置することとしており、本県においても、関係法令の改正状況等を踏まえながら、導入に向けて適切に対応することが必要

## ・ 高齢期の雇用問題について

人事院においては、公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとし、総給与費の増大抑制を踏まえた給与制度の見直しや人材活用方策など様々な問題について検討を進めることとしており、本県においても、これらの状況を注視しつつ、高齢期の雇用問題について検討していくことが必要

## e 最後に

本県においては、臨時・特例的な給与減額措置が講じられており、この減額措置は、諸般の事情を考慮すると、やむを得ないものであると考えるが、職員の士気と生活に及ぼす影響が極めて大きいものと思料されることから、本来あるべき職員の給与水準の確保に向けた努力を要望するものであり、特に、本年勧告が減額措置実施以降初めて、月例給及び特別給ともに引き下げるといった厳しい内容になっている点を考慮され、過去最大の引下げ割合を勧告した期末・勤労手当の取扱いについては、本年6月期と同様に本県職員の本来あるべき給与水準を基に措置されるよう要請

### (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できる。

平成21年度中の要求件数、終結件数及び平成22年度への繰越件数はいずれもない。

### (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、不服申立てをすることができる。

平成21年度中の要求件数、終結件数及び平成22年度への繰越件数はいずれもない。

### (5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっている。

平成21年度中の相談件数2件、処理件数5件（うち平成21年からの繰越分3件）、平成22年度への繰越件数はない。